

# 駐車場利用ガイドライン

## 1 駐車場の駐車料金等

### (1) 利用時間等

管理区分	駐車台数	利用時間	駐車料金
平面駐車場	11台（思いやり駐車場）	平日 8:30~17:15	設定なし
	24台	24時間（年中無休）	設定あり
立体駐車場	180台		

### (2) 駐車料金（条例別表第3）

駐車時間	駐車料金
ア 入庫後2時間までのとき	無料
イ 駐車時間が2時間を超え6時間までのとき	2時間を超える部分について、以降1時間までごとに200円
ウ 駐車時間が6時間を超え24時間までのとき	1,000円
エ 駐車時間が24時間を超えるととき	ウの額に24時間を超える部分について、24時間を超えるごとに1,000円を加えた額

《入庫から出庫までの利用料金の例》

無料	200円	400円	600円	800円	1,000円	・・・
入庫	2h	3h	4h	5h	6h	7h・・・
・・・	1,000円	2,000円	・・・	・・・	2,000円	3,000円
・・・23h	24h	25h	・・・	47h	48h	49h・・・

### (3) 駐車料金の減免（条例第5条）

庁舎駐車場の駐車料金を免除できる場合は、次のとおりです。

- ① 市の事務または事業に係る来庁者の自動車
  - ア 市の事務また事業に係る来庁者の例は、次のとおりです。
    - ・各課窓口において、各種申請事務や相談などのために来庁した場合（事業者等が営業や許認可手続等で来庁した場合は除く。）
    - ・市が主催する会議などに参加した場合
  - イ アの場合において、2時間を超える場合は、来庁者に無料となる処理を行います。
  - ウ 2時間を超えて、有料となる場合の例は、次のとおりです。
    - ・単に市民活動スペースや屋上広場を利用する場合
    - ・市主催以外でコンベンションホールや会議室を利用した場合

- ・テナントのみを利用した場合
- ② 道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車
- ③ 庁舎の維持管理のための業務に係る自動車
- ④ 市の職員が公務を行うために使用する自動車
- ⑤ 市長が特に必要と認める自動車

## 2 駐車場の利用条件等

### (1) 庁舎駐車場に駐車することができる自動車

駐車場に駐車することができる自動車の種類は、次のとおりです。

- ① 道路運送車両法施行規則別表第 1 に掲げる普通自動車、小型自動車および軽自動車のうち二輪自動車以外のもののうち長さ 5 メートルおよび幅 2 メートルを超えないもの
- ② 立体駐車場にあっては、①のほか、高さ 2.1 メートルおよび 1 台当たりの総重量が 2 トンを超えないもの

### (2) 駐車拒否

次のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否します。

- ① 駐車しようとする自動車に発火性または引火性の物品その他危険な物品が積載されているとき。
- ② 駐車しようとする自動車が駐車場の施設、設備等を汚損し、または損傷するおそれのあるとき。
- ③ 駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのあるとき。

### (3) 駐車期間の制限

利用者は、市長が公益上または管理上必要があると認める場合を除き、自動車が駐車場に入場した日から引き続き 10 日を超えて駐車できません。

### (4) 禁止行為等

利用者は、駐車場内において次に掲げる行為をしてはいけません。

- ① 他の自動車の駐車を妨げること。
- ② 駐車場の施設、設備等または他の自動車を汚損し、または損傷すること。
- ③ みだりに火気を使用し、または騒音を発すること。
- ④ 駐車場をその目的以外に利用すること。
- ⑤ 駐車場の管理に支障を及ぼす行為

### (5) 入場制限

駐車場を公用で使用するとき、その他駐車場の管理上必要があると認めるときは、駐車場への入場を制限することがあります。

### (6) 損害賠償等

自己の責めに帰すべき理由により駐車場の施設を損傷し、または滅失させた者は、これを原状に回復し、またはその損害を賠償するものとします。